

明治期行政文書における船橋関係書類

利根川通妻沼村地先船橋架設

青木久夫

はじめに

江戸時代は交通取締りのため主要河川には架橋を許されず、もっぱら渡し舟にたよっていた。国道十七号(旧中山道)に木橋の戸田橋がかけられたのは、明治八年である。以後、架橋は次々に行なわれたが、大正十二年完成の国道四号の大利根橋は鋼材を使った鋼橋であり、また、昭和三年行田市北方の利根川にかけられた県道(旧日光裏街道)の昭和橋には、はじめて橋脚に鉄筋コンクリートを使用した。その後、鋼材や鉄筋コンクリート使用の永久橋が増加し、現在に至っている。

埼玉県内での架橋の変遷をみると、船橋架設が数ヶ所で見られる。ここに視点をあて、利根川通妻沼村地先船橋架設を例にあげて史料の紹介とする。

明治十六年七月二十八日、日本鉄道上野〜熊谷間が開通し、河川舟運が衰退していく一方で、国策の殖産興業の波にもつて、道路

明治期行政文書における船橋関係書類(青木)

輸送が活況を呈していった。妻沼村から群馬県古戸村へ通じる新田往還(国道四〇七号)の交通量も増加する一方なので、渡舟での往来ではこと欠く状態となった。そこで、妻沼村民協議の上、明治十七年二月二十八日、次のような願書を埼玉県令吉田清英あてに提出した。

(一) 願書

御管下幡羅郡妻沼村利根川津頭ハ渡船ヲ以テ人馬通行致シ来リ候処熟々考フルニ国産ヲ興シ貿易ノ業ヲ盛ニシ国家ノ公益ヲ図ラントスルニハ道路通行ノ便ヲ開クヨリ急ナルハナシ而シテ我妻沼村利根川津頭ノ如キハ県道ニ属シ人馬輻輳ノ地ニシテ渡船ノ不便枚挙ニ遑アラズ殊ニ中仙道鉄道開業以來通行ノ増加スル曩日ニ倍ス之ニ依テ村民一同協議ノ上従来ノ渡船ヲ廢シ更ニ長百廿間巾式間之船橋ヲ架設シ以テ通行ノ便ヲ開カント欲ス則チ架橋仕様書經費償却予算書及ヒ絵図面相添願奉候尤モ架橋成功ノ上ハ向八ヶ年別紙賃銭表ノ如ク渡橋料受取度候間何卒御詮議ノ上願意御採納被成下度總代人連署ヲ以テ此段奉願候以上

右村

總代人

逸見勝衛 印

逸見精一郎 印

逸見勝衛代印
茂木昌一郎 印

萩原全平 印

堀越新左衛門 印

長谷川徳次郎 印

森谷新八 印

田島善作 印

鈴木三弥 印

白石五平 印

三沢辰三郎 印

三沢市次郎 印

大谷九郎平 印

荻野七郎平 印

小林甚五郎 印

内田仁三郎 印

戸長

須田治雄 印

埼玉県令吉田清英殿

この願書を提出するにあたって、隣接の村々から次のような一札を取って願書に添えている。

(二) 願書添書

前書出願ニ対シ聊故障無之候也

幡羅郡台村

戸長

新島中五郎 印

同郡小島村

戸長

田中善次 印

群馬県邑楽郡古戸村

外三ヶ村連合戸長代理用掛

森 七郎次 印

同県 同郡 仙石村

戸長代理

岩瀬伊平

用係 柿沼政次郎 印

幡羅郡善ヶ島村

戸長

須永栄五郎

代理筆生 須永梧郎 印

同郡大野村

戸長

横山喜代作 印

同郡葛和田村

戸長改選中 筆生

中川光太郎 印

(三) 利根川船橋架設経費予算書

一 橋船 貳拾艘 長三丈三尺 但 壹艘 金五拾五円	一 橋杭 九拾三本 長九尺 但 壹本 金四拾錢
底幅 四尺	末口四寸
深貳尺五寸	此代金 三拾七円貳拾錢
此代金 千百円也	一 双方橋袖築立賃
一 六寸角三間半梁 九拾本 但 壹本 金三円	此代金 百円
此代金 二百七拾円	一 橋枕木 三拾壹本 長貳間 但 壹本 金壹円
一 梓木 八拾本 五寸角 但 壹本 金五拾錢	六寸角
此代金 四拾円	此代金 三拾壹円
一 橋板 百貳拾間 長貳間 但 壹間 金四円	一 欄干仕立賃 貳百四拾間 但 壹間 金八十錢
厚壹寸五分	此賃金 百九拾貳円
此代金 四百八拾円	一 船橋架渡シ人員六百人 但 壹人 金三拾錢
一 虎繩 三百貳拾間 貳筋 但 壹間 金壹円	此賃金 百八拾円
此代金 三百貳拾円	一 櫻欄繩竹繩 橋般扣並般枚ノ付ニ用ル
一 扣杭 九本 長三間半 但 壹本 金三円	此代金 貳拾五円
末口七寸	一 船路開通場所仕立賃
此代金 貳拾七円	此代金 百円
一 蛇籠 五拾本 長貳間 但 壹本 金五拾錢	一 創業中負担者旅費其他雜費
此代金 貳拾五円	金 百五拾円
一 蛇籠石運送賃	計 金三千貳百貳拾貳円貳拾錢
此賃金 百円	

これによると、長さ十メートル、底幅一・二メートル、深さ〇・七六メートルの橋船を後掲展開図のように虎縄につないで、一四六メートルの間に二十艘浮べ、その上に厚さ約四センチメートルの板を並べ、通常河原地となっている部分は橋脚を組んだ上に厚さ約四センチメートルの板を並べ、枠組の欄干を付した板橋とした。

そして、全橋の長さ、百廿間(二二〇メートル)、

幅 貳間(三・七メートル)、

内船橋 八十間(一四六メートル)の

船橋架設の総経費は三、二二二円二〇銭としたのである。

こうして架けられた橋は有料橋として、次のような渡り賃金を徴収した。

(四) 幡羅郡妻沼村利根川船橋賃金表

一金 壹銭	男女老入	但	手荷物共
	但シ五年未満ハ無賃之事		
一金 三銭	人力車老輛	但	乗客車夫共
一金 三銭	荷車 老輛	但	荷物車夫共
一金 三銭	牛馬 老頭	但	荷物馬士共
一金 四銭	牛馬車老輛	但	乗客其他附属
	物ハ別ニ受取ルヘシ		
一金 四銭	駕籠 老挺	但	乗客担夫共
一金 六厘	両掛分持		老荷

こうした渡り賃金を徴収して、年間収入を見積り、経費三、二二二円二〇銭を何年間で償却できるか綿密な計算がされている。

(五) 経費予算

計金三千貳百貳拾貳円貳拾銭

賃金収入平均予算

一金 壹円五拾銭	男女通行	一日	百五十人
一金 六拾銭	人力車	平均一日	貳十輛
一金 貳拾四銭	荷車	平均一日	八輛
一金 拾貳銭	牛馬	平均一日	四頭
一金 壹銭貳厘	両掛分持	平均一日	一式荷
一金 八銭	馬車	平均一日	貳輛
計金貳円五拾五銭貳厘			
老ケ年計金九百三拾壹円四拾八銭			
利根川架橋一ケ年収支予算			
入之部			
一金 九百三拾壹円四拾八銭			
出之部			
一金 百八円	老ケ年	役員給料	
一金 九拾円	非常費	但	洪水一ケ年三回見込
一金 百円	一ケ年修繕費		

三口

合金貳百九拾八円

収入差引

金六百三拾三円四拾八銭

(六) 利根川架橋創業費 償却法

一 金 三千貳百貳拾貳円貳拾銭

此利金三百貳拾貳円貳拾銭

但利子八年割

創業費合計

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 貳千九百拾円九拾四銭

此利金貳百九拾壹円九銭四厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 貳千五百六拾八円五拾五銭四厘

此利金貳百五拾六円八拾五銭五厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 貳千九拾壹円九拾貳銭九厘

此利金貳百拾九円拾九銭三厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却

償却残

一 金 千七百七拾七円六拾四銭貳厘

此利金百七拾七円七拾六銭四厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 千三百貳拾壹円九拾貳銭六厘

此利金百三拾貳円拾九銭三厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 八百貳拾円六拾三銭九厘

此利金八拾貳円六銭四厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却残

一 金 貳百六拾九円貳拾貳銭三厘

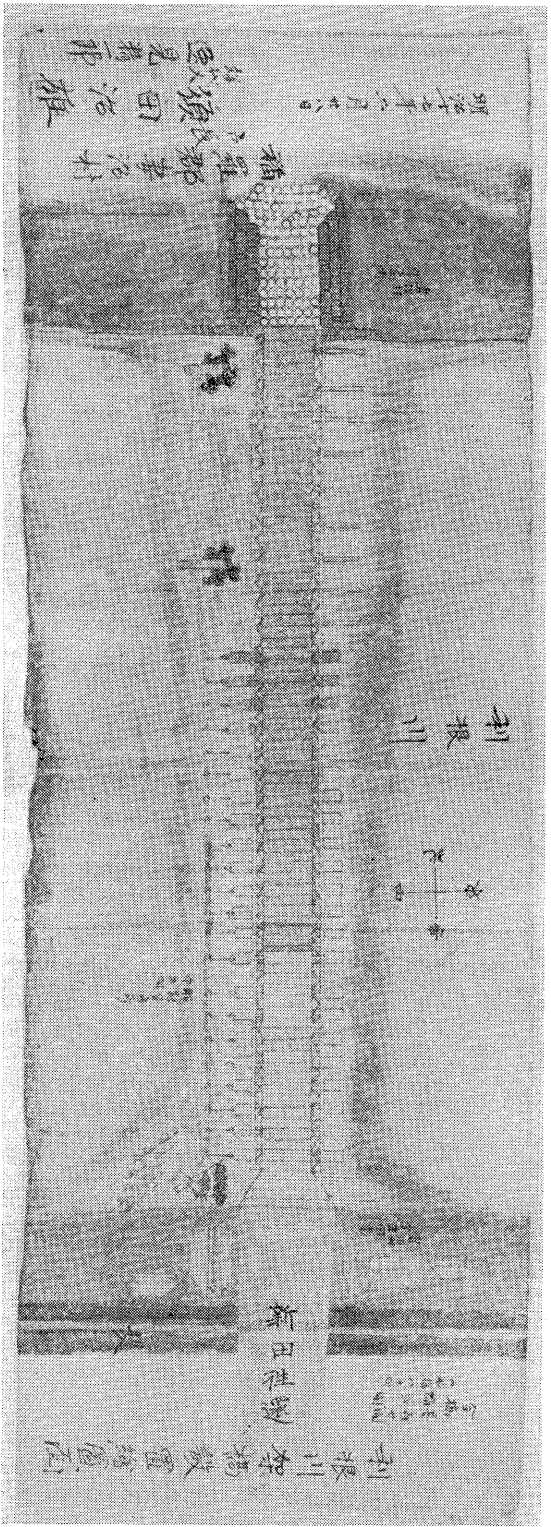
此利金貳拾六円九拾貳銭三厘

内 金六百三拾三円四拾八銭

償却ス

償却過金 二百三拾七円三拾三銭五厘

このように八年目で黒字になる予算であった。次に絵図面を紹介しておく。



利根川架橋設置図面

おわりに

これまでが船橋架設の願書一式であり、架橋経費予算書、船橋賃
銭表、賃銭収入一日平均予算、一カ年収支予算、創業費および償却
法、絵図面等が含まれている。

こうして、明治十七年七月五日、内務卿山県有朋の下命をうけ、
埼玉県は同年七月九日、埼玉県武蔵国幡羅郡妻沼村地内利根川船
橋架設橋銭請求免許命令書を交付した。(省略)

明治十七年二月二十八日に願書を提出してから、この日まで、地
元妻沼村と県当局、県と国とのやりとり、隣接の群馬県および関係
郡、村の援護など多くの手数を踏んだ様子が関係文書からうかがい
知ることができるが、その内容については後日機会を得たいと思っ
ている。

命令書は許可の日より直ちに起工し、廿五日間で竣工する条件で
あった。妻沼村では七月十日に文書が届いたので、翌七月十一日よ
り着工し、同月二十二日に竣功したことの届を同月二十三日付で埼
玉県令吉田清英あてに提出している。

その後、明治二十五年六月三十日には、許可期間が切れるので、
妻沼村須田治雄外三百二十名惣代、白石大作、堀越義賢、橋本準平、
飯田芳造、小林浅五郎、須田治三郎等が「利根川船橋架設継年期御
附与願」を提出している。この許可証が内務大臣伯爵井上馨から下
付されたのは、翌年の五月十二日、埼玉県では同年六月六日に命令

明治期行政文書における船橋関係書類(青木)

書を出している。(期間は十カ年間)

一年がかりという遅滞ぶりであったが、とにかく許可されるまで
の間の交通を遮断していたわけではないので実害はなかった。

それはともかく、渡舟から船橋に変わってから交通は便利になっ
たが、利根川の増水するたびに船や橋板を流されないよう措置しなけ
ればならないという作業があつて、管理は大変であつた。

その後、明治四十三年八月の大洪水では船橋が流失するという被
害を受けてしまった。

船橋架設は、渡舟↓(船橋)↓木橋↓鉄橋という流れの中で、時代
的にも、技術的にも、渡舟と木橋の中間的存在のように思われる。
埼玉県行政文書においては船橋関係書類は明治十五〜三十年頃の期
間に存在する。

最後に、当館所蔵の埼玉県行政文書(明治期)の中で、船橋関係書
類を紹介しておく。

- 利根川通中瀬村地先船橋関係書類 明一七三六
- 利根川通妻沼村地先船橋関係書類 明一五四六
- 利根川通群馬県下名和村埼玉県下旭村間船橋関係書類 明一七四四
- 利根川通大越村地先船橋関係書類 明一七五一
- 利根川通小島村地先船橋関係書類 明一七六一
- 荒川 通馬室村地先船橋関係書類 明一七六二
- 利根川通新郷村地先船橋関係書類 明一七六六
- 荒川通 古谷村地先船橋関係書類 明一九〇九